

令和3年10月14日  
生食発1014第1号  
3輸国第1652号

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)  
農林水産省輸出・国際局長  
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から英国及び欧州連合向けに輸出するケーシングについては、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙EU-A2「英国及び欧州連合向け輸出ケーシングの取扱要綱」(以下「要綱」という。)に基づき取り扱われているところです。

今般、欧州連合規則が改正されたこと等を踏まえ、手続規程の別表2、別紙リスト及び要綱について、下記のとおり改正を行い、更新しましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

#### 記

- 1 衛生証明書及び輸出検疫証明書の様式の改正
- 2 認定施設の構造設備及び衛生管理に関する基準の改正
- 3 残留物質等モニタリング実施要領の新設
- 4 その他所要の改正(輸出可能な国として、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを明示等)